

第4次恩納村観光振興計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

第4次恩納村観光振興計画策定支援業務

2. 業務の目的

本村では第3次恩納村観光振興計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）が終了することから、令和8年度に第4次計画を策定し、令和9年度からの施行を目指す。

第4次計画は、令和9年2月から導入される宿泊税を財源に具体的な行動計画の推進を図るため、計画と施策の財源がセットで見通せる構成とするとともに、恩納村・村内事業者・村民の誰もが内容を理解し、実践の指針として活用できる、明瞭で実効性の高いものとする。

なお、本計画は恩納村および恩納村観光協会が観光中核組織として共に策定・推進するものとして受託者はその過程を支援し、また本業務は恩納村の実情に即した的確かつ効果的な実施を図ることを目的としており、受託者は業務の趣旨を踏まえ遵守することを求めるものとする。

3. 委託業務の内容

本業務は以下の業務を行うものとする。

① 現状分析・上位計画等の整理

- ・国・沖縄県・恩納村の上位計画および関連計画を整理し、第4次計画における位置づけを明確にすること。
- ・第3次計画の取り組みを振り返り、第4次計画に引き継ぐべき課題と方向性を整理すること。
- ・観光客動向、宿泊施設の状況、消費動向など、最新の統計データを収集・分析すること。

② 恩納村観光の現状と課題の整理

- ・調査・ヒアリング等を通じて現場の実態を把握したうえで、国内外の市場動向と照らし合わせながら、恩納村が重点的に取り組むべき課題と可能性を整理すること。
- ・宿泊税の導入にともなう観光財源の変化と施策への影響を整理すること。
- ・観光と自然・暮らしの共存を念頭に、その実現に向けた課題を整理すること。

③ 先進観光地の調査・応用検討

- ・恩納村の特性（自然資源・リゾート型・宿泊税導入等）および目指す方向性と類似する先進観光地を提案し、その調査を実施すること。
- ・調査にあたっては、ヒアリング実施・文献調査・オンライン調査等の方法を活用すること。なお、本事業での現地視察は含まないものとする。

- ・調査結果を踏まえ、先進地の取り組みのうち恩納村の観光振興に応用可能な施策・手法を検討し、計画内容に反映すること。

④ 官民協働による計画策定体制と意見把握

- ・本計画は恩納村および恩納村観光協会が観光中核組織として共に策定・推進するものであり、受託者はその過程を支援すること。両者との緊密な連携のもとで業務を進めること。
- ・村内事業者および村民、その他関係者へのアンケートまたはヒアリングを実施し、計画内容に反映すること。
- ・調査設計・実施・集計・分析までを本業務に含めること。

⑤ 観光審議会および宿泊税使途検討委員会の運営支援

- ・観光振興計画の検討を行う観光審議会を設置し、計画策定に係る検討・合意形成を支援すること。
(7月、10月、12月の年3回開催を予定)
- ・宿泊税の使途事業の検討を行う宿泊税使途検討委員会を設置し、観光審議会と同一日・同一委員構成により開催すること。休憩をはさみ、連続した会議としての設定を想定する。
- ・両会議に参加する委員長(有識者)については、受託者が候補を提案すること。委員長の最終選定は恩納村が行うものとする。また委員長以外の参加委員については役場が選定する。
- ・両会議について、以下の事務局支援を行うこと。
 - 一 委員長のスケジュール調整、手配
 - 一 会議の司会・進行
 - 一 会議資料の作成・印刷
 - 一 議事録の作成
- ・宿泊税を財源とした使途事業の運用方針についても、事業の優先順位や透明性の確保などに関する助言を行うこと。

⑥ 観光振興の基本方向性・将来像の策定

- ・計画の期間は令和9年度～令和18年度までの10年間で策定すること。
- ・現状・課題・先進地知見・現場の声などを統合したうえで、恩納村観光のあるべき姿を将来像として提示すること。
- ・策定にあたっては、サンゴの村宣言との整合を図り、持続可能な観光振興の観点を盛り込むこと。
- ・恩納村が観光施策の判断・優先順位付けの拠り所として活用できる、行政運営の指針となるものとする。
- ・将来像を踏まえた計画の骨子案を作成し、委員会での合意を経たうえで計画策定に進むこと。

⑦ 施策体系・事業計画の策定

- ・恩納村観光の将来像実現に向けた施策体系を整理し、優先順位を設定すること。
- ・計画は机上の整理にとどまらず、恩納村の観光現場の実態を踏まえた、実行に移せる内容とすること。
- ・基本方向性・施策・財源・推進体制が一体で機能するよう、年度ごとの方針を示すこと。

- ・令和9年2月から宿泊税の徴収が開始され、使途事業が本格化することから、特に施行初年度となる令和9年度については、効果が高く速やかに着手できる施策を優先し、村内外の事業者との連携体制を含めた具体的な計画を作成すること。

⑧ 観光ブランドの再定義

- ・恩納村の観光ブランドのコンセプト・独自価値等を計画・ビジョン策定の過程を通じて明確に定義すること
- ・定義した内容は、令和9年度以降のブランディング展開や制作物作成において共通言語として機能するよう整理すること。

⑨ 観光振興ビジョンの策定

- ・村が目指す観光の方向性と施策において、村内事業者・村民が村の観光はどこへ向かうのか、自分たちにどう関わるのかといったことが直感的に理解できる形で示したビジョンを策定すること。
- ・観光振興計画が行政の施策・体制を体系的に整理した実務文書であるのに対し、観光振興ビジョンは村内事業者・村民が観光の方向性と自らの役割を理解し、行動につなげるための発信文書として仕上げること。

⑩ 成果指標（KPI）の設定

- ・村が目指す観光の質を定義し、量的指標にとどまらず質的指標を含めた、量から質への転換を体現する指標体系を設定すること。
- ・恩納村、観光協会が毎年度自ら運用・確認できる指標とし、計画期間を通じた継続的な効果検証と改善につながる進捗管理様式を設定すること。

⑪ 打ち合わせ・業務報告

- ・業務の円滑な実施のため、進捗状況に応じ定期的な打ち合わせを実施し、議事録を作成すること。
- ・業務の着手時・中間時・完了時にそれぞれ報告を行うこと。

4. 委託金額の上限

委託金額：13,600,000 円（税込）

5. 委託予定期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6. 成果物

本業務完了時には、以下の成果物を整備して恩納村へ提出すること。

成果物	仕様	提出期限
第4次恩納村観光振興計画（計画書）	印刷製本 20 部、電子データ	令和9年3月末
観光振興ビジョン（冊子）	印刷製本 20 部、電子データ	令和9年3月末
観光ブランドコンセプトシート	印刷製本 20 部、電子データ	令和9年3月末
会議資料・議事録	各回分、電子データ	各回開催後2週間以内
各種調査データ・分析資料	電子データ	令和9年3月末
業務完了報告書	印刷製本 10 部	令和9年3月末

7. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務終了後、一括で支払うこととする。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 本業務により得られた成果物の著作権および所有権は恩納村に帰属するものとする。ただし、成果物において第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の費用により処理すること。
- (3) 受託者は業務の実施にあたり、恩納村と密接に協議しながら進めること。業務内容や実施計画書に変更が生じる場合は、その都度恩納村の承認を得ること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項が生じた場合、または記載事項に疑義が生じた場合は、恩納村商工観光課と協議すること。

〒904-0492 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 2451 番地

恩納村役場 商工観光課

TEL 098-966-1280 FAX 098-966-1045

E-mail shoukou@vill.onna.lg.jp